



学童クラブ特例利用のご案内

北区教育委員会事務局
 子ども未来部子どもわくわく課
 電話 3908-9361（滝野川分庁舎 1階①番窓口）



わくわく☆ひろばおよび児童館では、放課後帰宅しても保護者の方が就労等のため留守になる家庭、または疾病等により、昼間家庭で適切な保護ができない家庭の4年生から6年生を対象に、「学童クラブ特例利用」を実施します。利用を希望される保護者の方は、該当のわくわく☆ひろばまたは児童館に直接お申し込みください。

一斉受付

●申請書の配布

令和2年11月24日（火）～令和2年12月28日（月）

配布場所	曜日	時間
児童館・子どもセンター	月曜～土曜 (休日、年末年始を除く)	午前9時30分～午後5時30分
わくわく☆ひろば		(月～金) 午後1時～午後5時30分 (土) 午前9時～午後5時30分
子どもわくわく課 (滝野川分庁舎 1階①番窓口)	月曜～金曜	午前8時30分～午後5時

●申請書の提出 【期限厳守】

令和2年12月10日（木）～令和3年1月13日（水）

申請場所	曜日	時間
該当のわくわく☆ひろば・児童館 (4ページ参照) ※区役所では受け付けておりません。 ※郵送での申請不可	月曜～土曜 (休日、年末年始を除く)	【児童館】午前9時30分～午後5時30分
		【わくわく☆ひろば】 (月～金) 午後1時～午後5時30分 (土) 午前9時～午後5時

- ・申請に必要な書類をそろえ、日にちに余裕をもって申請してください。
- ・期間内に必要書類を提出できない場合は、一斉受付審査の対象外となります。
- ・4月1日から利用を希望される場合は、必ず一斉受付期間内に書類を提出してください。
- ・訂正箇所があった場合、印鑑が必要となりますので、印鑑をお持ちください。
- ・令和2年度から継続して利用を希望する場合も、申請書類は保護者の方が直接わくわく☆ひろば・児童館にお持ちください。

*初めて学童クラブ特例利用に申し込む保護者の方へ
 新規に申し込みの場合は、申請書の受付時に面接を行います。
事前にわくわく☆ひろば・児童館へご連絡のうえ、必ず児童同伴でおこしください。

●審査結果の通知 令和3年2月26日（金） 発送（予定）

※一斉受付以降も随時申請を受け付けます。ただし、一斉受付の審査が優先されます。
 ※育児休業期間中に学童クラブ特例利用はできません。一斉受付の時は、5月1日までに復職する場合は申請が可能です。5月1日までに復職する予定がない場合は、復職予定日の1か月前から利用が可能です。
 ※学童クラブ特例利用は、原則通年利用です。夏休み、1か月、1日といった期間を限定した利用はできません。

申し込みができる児童

利用の申し込みができるのは、以下の要件をすべて満たす児童です。

- ①北区立小学校に在籍する児童または区内に居住し北区立以外の小学校に在籍する児童
- ②小学校第4学年から第6学年に在籍している児童
- ③保護者の状況が、学童クラブ利用承認審査基準に該当する就労、疾病等のため昼間家庭において適切な保護を受けることができない児童
- ④5年生以上については、月曜から土曜の間に3日以上、学童クラブ特例利用を利用する児童

※特例利用承認の取消

利用基準に該当しなくなった場合は学童クラブ特例利用承認の取消を行う場合があります。

保護者の状況	
就労 就学・技術取得	最低基準は、原則として月曜から土曜の間に週3日以上かつ1日3時間以上 (その時間が原則午後1時から午後6時までの間に3時間以上)
求職中	求職のため、昼間外出を常態としている場合(利用承認期間は利用承認日から2か月以内)
出産予定	利用承認期間は出産予定月の2か月前から出産日以後2か月以内
疾病	病院等に入院しており、今後1か月以上の入院が見込まれている場合 疾病により1か月以上の常時寝たきりの状態が続いている場合
心身障害	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉手帳を持っている場合
看護・介護	自宅または病院等で昼間介護をしている場合(1か月以上で午前中は除く) 心身障害児の通学及び学習に付き添っている場合(就労の最低基準に準ずる)
その他	上記に該当しないもので、明らかに児童の保護に欠けると認められる場合

学童クラブ特例利用について

※わくわく☆ひろばのある小学校区ではわくわく☆ひろばで実施。
わくわく☆ひろばを実施していない小学校区では児童館で実施。

		児童館	わくわく☆ひろば
利用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日 (学童クラブ特例利用の基準に該当しなくなった場合には、辞退していただきます。)		
休業日	日曜・祝日・休日・年末年始(12月29日～1月3日) 学校行事等により休みの日もあります		
利用時間	学校 授業日	放課後～午後5時30分	
	学校 休業日	午前9時30分～午後5時30分	午前9時～午後5時30分
	土曜日	午前9時30分～午後5時30分 (別に土曜日育成の申請が必要)	午前9時～午後5時30分 (別に土曜日育成の申請が必要)
	※習い事等に行ってきたからの利用や利用時間内の途中で習い事等に行ってきた戻ってくることはできません。		
利用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校からランドセルを背負ったまま、自宅に帰ることなく直接児童館に行くことができます。 ・利用する児童は、自由来館児童と同様にプレイルームや図書室などで遊びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する児童は、一般登録児童と同様に放課後ルームや校庭などで遊びます。 	
昼食・おやつ	学校休業日と学校で給食のない日はお弁当を持ってきて食べるすることができます。 昼食は、わくわく☆ひろばまたは児童館の定める場所および時間にとっていただきます。 おやつは提供はありません。		
帰宅時刻	終了時刻(午後5時30分)より早く帰宅する場合は特例利用カードにてお知らせください。		
出欠確認等	児童名簿及び特例利用カード		
利用料金	無 料	無 料 ※一般登録の必要あり	
定 員	各児童館 20名	なし	

利用方法

- ①利用日には、必ず保護者印を押した「学童クラブ特例利用カード」をお子さんに持たせてください。
(保護者印がない場合は、一般登録または自由来館での利用となります。)
学童クラブとは異なり原則、わくわく☆ひろば及び児童館ではお子さんが来たことの確認のみを行います。終了時刻より早く帰宅する場合は、「学童クラブ特例利用カード」に帰宅時間を記入してください。
- ②「学童クラブ特例利用カード」はわくわく☆ひろばまたは児童館の確認印を押してお返しします。
- ③ランドセル等はわくわく☆ひろばの放課後ルームまたは児童館でお預かりします。
- ④送迎の必要がある場合は保護者の責任でお願いします。

申し込みに必要な書類

- ① 提出書類チェックシート(特例利用)・・・児童1名につき **原本1部**
- ② 学童クラブ特例利用申請書・・・児童1名につき **原本1部とコピー1部**
- ③ 就労等の状況を証明する書類・・・父母および同居の親族*1は以下の状況に応じて書類を提出してください。

保護者の状況	提出書類・添付書類*2			
働いている方	勤務証明書 原本1部 と コピー1部	+	(不規則勤務の場合) 直近の過去3か月のシフト表、タイムカード等 コピー2部 *シフト表等の添付が無い場合、書類不備となります。職場都合によりシフト表等の提出が困難な場合は、職場への問い合わせを行います。問い合わせで確認が取れない場合は、勤務証明書から判断できる最低限の時間数で算定を行います。	
	*必ず勤務先の証明を受けてください。 *自営業(フリーランス)の方はご自身で勤務証明書を作成してください。その際、不規則勤務の場合は、直近の過去3か月程度のスケジュール表等、勤務の内容が確認できる書類の添付をお願いします。勤務証明書で勤務状況が判断できない場合、請負契約書、発注表等のコピーを提出していただく場合があります。 *勤務先が複数箇所になる場合は、勤務証明書も複数提出してください。 *下のお子さんの保育園申請に使用する保育課提出用の勤務(予定)証明書(証明日が10月1日以降で証明済みのもの) コピー2部 を提出していただくこともできます。 ただし、短時間勤務制度を利用している場合は学童クラブ提出用の勤務証明書を使用してください。保育課提出用の勤務(予定)証明書は使用できません。 *単身赴任中でも勤務証明書は必要です。 *勤務証明書の訂正(加筆・修正等)が必要な場合は、勤務先による訂正に限りします。			
求職中の方	申出書*3	/		
	*利用承認期間は利用承認日から2か月以内です。 *利用承認日から2か月以内に就職できない場合、学童クラブ特例利用は辞退していただきます。 *求職期間の延長はできません。			
出産予定の方	申出書*3	+	母子手帳の出産予定日が記載されているページの コピー2部	
	*利用承認期間は出産予定月の2か月前から出産日以後2か月です。			
疾病・心身障害のある方	申出書*3	+	身体障害者手帳等の コピー2部 または 診断書の 原本1部とコピー1部	
看護・介護をしている方	申出書*3	+	介護を受けている人の介護保険被保険者証の コピー2部 (要介護状態区分等の確認ができるページ) または 診断書の 原本1部とコピー1部	
学生・技能取得の方	申出書*3	+	在学証明書の 原本1部とコピー1部 または 学生証等の コピー2部	+
				時間割表等の コピー2部

*1 同居の親族とは令和3年4月1日現在、70歳未満の児童の祖父母に該当する方です。

*2 下のお子さんが1～3年生の学童クラブ申請を行う場合は、各書類はコピー2部の提出でかまいません(原本は1～3年生の申請時にご提出ください)。

*3 申出書は必要な方にお渡しします。

- ④「土曜日育成申請書」・・・児童1名につき **原本1部**
(土曜日に保護者の就労等があり利用を希望する方は、わくわく☆ひろば、児童館にお申し出ください。)

学童クラブ特例利用施設一覧

◎小学校ごとに対象のわくわく☆ひろば・児童館があります。

◎国立・私立等の小学校に通っている児童については、居住地が学区の小学校内で実施しているわくわく☆ひろばでの利用となります。詳しくは、子どもわくわく課・各わくわく☆ひろば、またはお近くの児童館にお問い合わせください。

小学校名	わくわく☆ひろば・児童館	所在地	電話番号
王子	わくわく王子ひろば	王子2-7-1（王子小学校内）	3911-1910
王子第一	豊島児童館 ※1	豊島7-17-1	3911-9481
王子第二	わくわく王二ひろば	王子本町2-2-5（王子第二小学校内）	3905-6630
王子第三	わくわく王三ひろば	上十条5-2-3（王子第三小学校内）	3908-6803
王子第五	わくわく王五ひろば	上十条2-18-17（王子第五小学校内）	3905-4880
荒川	わくわく荒川ひろば	中十条3-1-6（荒川小学校内）	3909-8836
豊川	わくわく豊川ひろば	豊島3-10-23（豊川小学校内）	5390-0151
堀船	わくわく堀船ひろば	堀船2-11-9（堀船小学校内）	3912-2876
柳田	わくわく柳田ひろば	豊島2-11-20（柳田小学校内）	3911-6022
東十条	わくわく東十条ひろば	東十条3-14-23（東十条小学校内）	3927-5701
十条台	わくわく十条台ひろば	中十条1-5-6（十条台小学校内）	3905-8562
としま若葉	わくわくとしま若葉ひろば	豊島5-3-30（としま若葉小学校内）	3912-9020
赤羽	わくわく赤羽ひろば	赤羽1-24-6（赤羽小学校内）	3901-7922
岩淵	わくわく岩淵ひろば	岩淵町6-6（岩淵小学校内）	3901-2611
なでしこ	わくわくなでしこひろば	志茂1-34-17（なでしこ小学校内）	3901-3626
第四岩淵	わくわく四岩ひろば	赤羽3-24-23（第四岩淵小学校内）	3903-2020
梅木	わくわく梅木ひろば	西が丘2-21-15（梅木小学校内）	3908-7770
神谷	わくわく神谷ひろば	神谷2-30-5（神谷小学校内）	3903-0400
稲田	わくわく稲田ひろば	赤羽南2-23-24（稲田小学校内）	3901-1090
桐ヶ丘郷	わくわく桐ヶ丘郷ひろば	桐ヶ丘1-10-23（桐ヶ丘郷小学校内）	3906-9274
袋	わくわく袋ひろば	赤羽北2-15-3（袋小学校内）	3907-6277
八幡	わくわく八幡ひろば	赤羽台3-18-5（八幡小学校内）	3907-0361
浮間	わくわく浮間ひろば	浮間3-4-27（浮間小学校内）	3967-5811
西浮間	わくわく西浮間ひろば	浮間2-7-1（西浮間小学校内）	3960-3580
赤羽台西	わくわく赤西ひろば	赤羽台2-1-34（赤羽台西小学校内）	3900-5620
西が丘	わくわく西が丘ひろば	十条仲原4-5-17（西が丘小学校内）	3905-3023
滝野川	わくわく滝野川ひろば	西ヶ原1-18-10（滝野川小学校内）	3910-4121
滝野川第二	わくわく滝二ひろば	滝野川6-19-4（滝野川第二小学校内）	3918-3770
滝野川第三	わくわく滝三ひろば	滝野川1-12-27（滝野川第三小学校内）	3918-9901
滝野川第四	わくわく滝四ひろば	東田端2-5-23（滝野川第四小学校内）	3809-0152
滝野川第五	わくわく滝五ひろば	昭和町3-3-12（滝野川第五小学校内）	3894-7411
西ヶ原	わくわく西ヶ原ひろば	西ヶ原4-19-21（西ヶ原小学校内）	3918-3720
谷端	わくわく谷端ひろば	滝野川7-12-17（谷端小学校内）	3918-0918
田端	わくわく田端ひろば	田端5-4-1（田端小学校内）	3827-0322
滝野川もみじ	わくわく滝野川もみじひろば	滝野川3-72-1（滝野川もみじ小学校内）	3915-5100

※1 王子第一小学校に通っている児童の学童クラブ特例利用の実施場所は、令和3年秋頃に改築後の王子第一小学校内に移転する予定です。

（注）実施場所がわくわく☆ひろばの場合、別途わくわく☆ひろばの一般登録が必要です。登録していない方は、わくわく☆ひろばの受付で申し込みしてください。

